

2. 都道府県障害福祉計画に定める事項

- ① 区域ごとの各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ② 区域ごとのサービスの種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③ 区域ごとのサービスの種類ごとに従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- ④ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ⑤ 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- ⑥ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ⑦ その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

※ 区域は、都道府県が設定

3. 都道府県障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の必要量及び必要入所定員総数について

- 都道府県障害福祉計画においては、障害福祉サービスや障害者支援施設等について適正な整備を図る観点から、必要量や必要入所定員総数を定めるとともに、供給過剰となることが見込まれる等の場合には、指定を行わないことができることとしている。

なお、都道府県障害福祉計画で定める障害福祉サービス等の必要量及び障害者支援施設の必要入所定員総数の見込み方については、追って基本指針を提示する際に、あわせてお示しする予定。

(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の必要量

障害福祉サービス等のうち、非雇用型の就労継続支援等については、都道府県障害福祉計画で定める必要な量を超えることが見込まれる等の場合には、指定を行わないことができる。

(2) 指定障害者支援施設の指定の上限

障害者支援施設については、障害福祉サービスの種類ごとに都道府県障害福祉計画で定める必要入所定員総数を超えることが見込まれる等の場合には、指定を行わないことができる。

IV 障害福祉計画の策定作業の進め方

- 制度施行以降の予想を上回る支援費の伸び等の状況を踏まえると、早急に、当面3年間（第1期計画期間）の障害福祉サービス等の必要量を的確に見込む必要がある。その作業の一環として、まずは推計の基礎となる現行の障害福祉サービス等の利用実態を正確に把握する必要があることから、平成17年度当初において、市町村ごとの平成16年10月段階のサービス利用実績について、全国共通の手法による調査を行うこととしているところであり、その具体的内容について、今年度中にお示しする予定。
- 障害福祉計画においては、新たなサービス・事業体系による障害福祉サービス等の必要量を推計することとなるが、新たなサービスや事業体系の具体的な内容については、本年夏頃にお示しする予定であり、推計作業はこれを待って本格的に進めることとなる。その際、
 - ①新たに設けられる障害程度区分ごとの利用者数の見込み
 - ②施設入所や入院から地域生活へと移行する者の見込み
 - ③新たに制度化される就労関連事業を利用する者の見込みなどについて、適切に見込むことが必要であり、こうした作業を進める上での留意事項については、追って基本指針を提示する際に、あわせてお示しする予定。

V 障害者計画等との関係について

- 市町村障害福祉計画は、障害者基本法に規定する市町村障害者計画、社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画、その他障害者等の福祉に関する事項を定める計画と調和が保たれたものでなければならない。

また、都道府県障害福祉計画は、都道府県障害者計画、都道府県地域福祉支援計画、その他障害者等の福祉に関する事項を定める計画と調和が保たれたものとなるとともに、医療法に規定する医療計画と相まって、精神病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。

- とりわけ、障害者基本法に規定される市町村及び都道府県障害者計画は、障害者に関する施策全般にわたるものであるため、新法においても、市町村及び都道府県は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ障害者基本法に規定する障害者施策推進協議会の意見を聴くこと（市町村にあっては、障害者施策推進協議会を設置している場合に限る。）としているところであり、両計画はできる限り一体的なものとして作成することが望ましい。

- なお、既に策定済若しくは現在策定中の市町村及び都道府県の障害者計画において定められた事項が、障害福祉計画において定めるべき事項と整合性が図られているものである場合には、既に策定済若しくは、現在策定中の障害者計画の全部又は一部を障害福祉計画として、取り扱うことができるものとする。

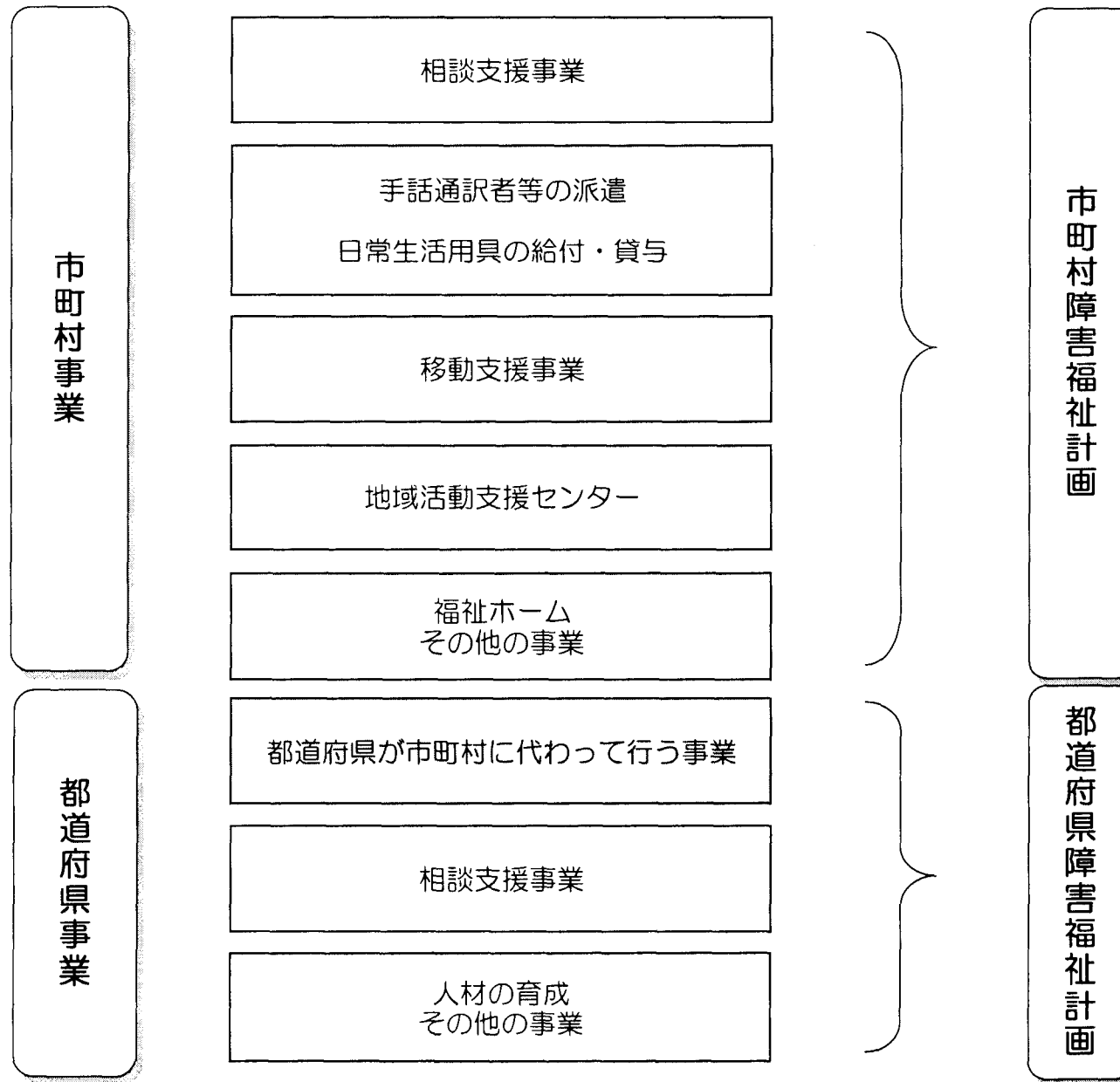
障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)

< 現 行 >

< 新 体 系 >

在 宅 系	ホームヘルプ(身・知・児・精)	18年10月から 新体系に移行	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	介 護 給 付
	デイサービス(身・知・児・精)		重度障害介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与すること。	
	ショートステイ(身・知・児・精)		行動支援	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な措置、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	
	グループホーム(知・精)		短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	
施 設 系	重症心身障害者施設(児)	18年10月から 5カ年で新体系 に順次移行	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供すること。	訓 練 等 給 付
	療養施設(身)		児童デイサービス	障害児につき、児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に合わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	
	更生施設(身・知)		療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること。	
	授産施設(身・知・精)		生活介護	常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	
	福祉工場(身・知・精)		施設入所支援	その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	
	通所療養(知)		共同生活介護 (ケアホーム)	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	
	福祉ホーム(身・知・精)		自立訓練	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	
	生活訓練施設(精)		就労移行支援	就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な技能及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	
	小規模通所支援(身・知・精)		就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その技能及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。	
	小規模作業所(身・知・精)		共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うこと。	

地域生活支援事業



障害福祉計画のスケジュール (現時点で想定されるもの)

月日	国	都道府県	市町村
17年3月	全国会議において、現行の障害福祉サービスに係る利用の実態把握のために必要な調査の内容やスケジュール等の提示		
4月		全市町村及び都道府県で障害福祉サービスに係る利用の実態把握を実施	
5月		都道府県での集計	
6月	国での集計		
7月頃	新たなサービス・事業体系の基本骨格を提示		
12月末	基本指針(案)の提示		
18年1月～		全市町村及び都道府県において計画策定作業が本格化	
4月頃		新たな事業体系への参入意向調査	
6月頃	国集計		
10月	法施行(計画の策定)		
12月頃	障害保健福祉プラン(仮称)の策定		
平成18年度中 (10月～3月)		全市町村及び都道府県において障害福祉計画の順次策定	

障害者自立支援法案の概要

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う。

1 障害者自立支援法による改革のねらい

1 障害者の福祉サービスを「一元化」

(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

2 障害者がもっと「働ける社会」に

(一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。)

3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

(市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

(1) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

(障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)

(2) 国の「財政責任の明確化」

(福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

障害者自立支援法

(障害種別にかかわりのない共通の給付等に関する事項について規定)

身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
・身体障害者の定義 ・福祉の措置 等	・福祉の措置 等	・精神障害者の定義 ・措置入院等 等	・児童の定義 ・福祉の措置 等

2 法案の概要

(1) 給付の対象者

- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

(2) 給付の内容

- ・ ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等の介護給付費及び自立訓練(リハビリ等)、就労移行支援等の訓練等給付費(障害福祉サービス)
- ・ 心身の障害の状態の軽減を図る等のための自立支援医療(公費負担医療) 等

(3) 給付の手続き

- ・ 給付を受けるためには、障害者又は障害児の保護者は市町村等に申請を行い、市町村等の支給決定等を受ける必要があること。
- ・ 障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、市町村に置かれる審査会の審査及び判定に基づき、市町村が行う障害程度区分の認定を受けること。
- ・ 障害者等が障害福祉サービスを利用した場合に、市町村はその費用の100分の90を支給すること。(残りは利用者の負担。利用者が負担することとなる額については、所得等に応じて上限を設ける。)

(4) 地域生活支援事業

- ・ 市町村又は都道府県が行う障害者等の自立支援のための事業(相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援等)に関すること。

(5) 障害福祉計画

- ・ 国の定める基本指針に即して、市町村及び都道府県は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画(障害福祉計画)を定めること。

(6) 費用負担

- ・ 市町村は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用を支弁すること。
- ・ 都道府県は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の四分の一を負担すること。
- ・ 国は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の二分の一を負担すること。
- ・ その他地域生活支援事業に要する費用に対する補助に関する事項等を定めること。

(7) その他

- ・ 附則において利用者負担を含む経過措置を設ける。
- ・ 附則において精神保健福祉法をはじめとする関係法律について所要の改正を行う。

3 施行期日

- 利用者負担の見直しに関する事項のうち自立支援医療(公費負担医療)にかかるもの 平成17年10月
- 新たな利用手続き、国等の負担(義務的負担化)に関する事項、利用者負担の見直しに関する事項のうち障害福祉サービスにかかるもの等 平成18年1月
- 新たな施設・事業体系への移行に関する事項等 平成18年10月